日本透析医学会定款の一部改正

現 行 改正案

一般社団法人日本透析医学会定款

一放任団伝八口平透州区子云上亦

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要<u>の</u>地に 支部を置くことができる。

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする.

- 1)~4) (条文を省略)
- 2. <u>この法人の社員は</u>前項に示す正会員の中から 別に定める選出規定により選出される代議員た る評議員をもって,法人法上の社員とする.
- 3. 正会員は、法人法に規定された次に挙げる社員 の権利を社員と同様に<u>当法人に</u>対して行使する ことができる.
 - 1)~8) (条文を省略)

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動等に<u>充てる、別に</u> 定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く、

- 1)~2) (条文を省略)
- 2.~3. (条文を省略)
- 4. <u>理事および監事</u>は、評議員から選任し、任期の 属する最終の年の4月1日<u>に</u>満65歳となるもの は除く.

(役員の選任)

第13条 (条文を省略)

- 2. 理事会は、理事長及び常任理事を<u>選任</u>し、総会 へ報告するものとする.
- 3. 理事及び監事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事及び監事の現在数の3分の1を超えてはならない、又、他の同様の団体の理事、役員及び使用人も同じとする.
- 4. (条文を省略)

(役員の任期)

第17条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する<u>総会</u>終結時までと する. ただし, 再任を妨げない.

2.~3. (条文を省略)

(従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要<u>な</u>地に 支部を置くことができる。

一般社団法人日本透析医学会定款

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする.

1)~4) (現行どおり)

- 2. <u>この法人は</u>前項に示す正会員の中から別に定める選出規定により選出される代議員たる評議員をもって、法人法上の社員とする.
- 3. 正会員は、法人法に規定された次に挙げる社員 の権利を社員と同様に<u>この法人に</u>対して行使す ることができる.
 - 1)~8) (現行どおり)

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動等に<u>充てるため、</u> 理事会および総会において別に定める会費を納 入しなければならない.

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く、

1)~2) (現行どおり)

- 2.~3. (現行どおり)
- 4. <u>理事及び監事(以下「役員」という.)</u>は, 評議 員から選任し, 任期の属する最終の年の4月1 日<u>までに</u>満65歳となるものは除く.

(役員の選任)

第13条 (現行どおり)

- 2. 理事会は, 理事長及び常任理事を<u>選定</u>し, 総会 へ報告するものとする.
- 3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 三親等内の親族その他特殊の関係がある者の合 計数が、理事の総数の3分の1を超えてはなら ない、監事についても、同様とする.
- 4. (現行どおり)

(役員の任期)

第17条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する<u>通常総会</u>終結時ま でとする. ただし, 再任を妨げない.

2.~3. (現行どおり)

(役員の解任)

第18条 (条文を省略)

2. <u>理事及び監事</u>は、その任務を怠ったときは、法 人法第 111 条第 1 項の規定により、この法人に 対し、これによって生じた損害を賠償する責任 を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、 この責任は、全ての正会員の同意がなければ、 免除することはできない。

ただし、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当するときは、理事会の議決によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる.

(役員の報酬)

第19条 役員は無給とする. ただし, 常勤の役員<u>は有給</u> とすることができる.

- 2. (条文の省略)
- 3. 支給額等の必要な事項は、理事会及び総会の議 決を経て理事長が定める.

(理事会の招集)

第24条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する.ただし、理事長が必要と認めたとき、又は各理事から会議の目的である事項を示した書面等をもって招集の請求があったとき、及び第16条第1項第4号の規定により監事から招集の請求があったときは、理事長はその請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。ただし、理事長が欠けた場合は、各理事いずれもが理事会を招集することができる。

2. (条文の省略)

(理事会の定足数等)

第25条 (条文の省略)

- 2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件 を満たしたときは、理事会の<u>議決</u>があったもの とみなす。
- 3. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは再度議決を行う.

(総会の招集)

第27条 通常総会は、理事会の議決に基づき毎年1回、

(役員の解任)

第18条 (現行どおり)

2. 役員は、その任務を怠ったときは、法人法第 111 条第1項の規定により、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することはできない。

ただし、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当するときは、理事会の議決によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(役員の報酬等)

- 第19条 役員は無報酬とする. ただし, 常勤の役員<u>に対しては</u>, 報酬等 (報酬, 賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益をいう. 以下同じ.)を支給することができる.
 - 2. (現行どおり)
 - 3. 報酬等の支給について必要な事項は、総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(理事会の招集)

第24条 理事会は、<u>毎事業年度</u>2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は各理事から会議の目的である事項を示した書面等をもって招集の請求があったとき、及び第16条第1項第4号の規定により監事から招集の請求があったときは、理事長はその請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。ただし、理事長が欠けた場合は、各理事いずれもが理事会を招集することができる。

2. (現行どおり)

(理事会の定足数等)

第25条 (現行どおり)

- 2. 前項の規定にかかわらず,法人法第96条の要件 を満たしたときは,理事会の<u>決議</u>があったもの とみなす.
- 3. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する.

(総会の招集)

第27条 通常総会は、理事会の議決に基づき毎事業年度

原則として6月に開催するものとし、理事長が 招集する.

- 2.~3. (条文を省略)
- 4. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目 的及び審議事項を記載した書面をもって、少な くとも14日前までに通告しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第29条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の 事項を議決する.
 - 1)会員の除名
 - 2) 理事及び監事の選任または解任
 - 3) 事業報告及び収支決算についての承認
 - 4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書についての承認
 - <u>5</u>) 定款並びに<u>会則</u>変更及び解散についての事項

(新設)

(新設)

(新設)

<u>6</u>) その他総会で議決するものとして法令で定められた事項

(総会の定足数等)

第30条 (条文の省略)

- 2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う、可否同数のときは再度議決を行う.
- 3. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする.
 - 1) 会員の除名
 - 2) 理事及び監事の解任
 - 3) 定款の変更
 - 4)解散<u>および</u>第36条(基本財産の処分),第41 条(長期借入金),第46条(残余財産の処分)
 - 5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第32条 すべての会議には、議事録を作成<u>し、議長及び</u> 出席者の代表2名以上が署名捺印の上、理事会 については、出席した代表理事及び監事が署名 捺印の上、これを保存する.

(新設)

(新設)

改正案

- 1回, 原則として6月に開催するものとし, 理事長が招集する.
- 2.~3. (現行どおり)
- 4. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目 的及び審議事項を記載した書面をもって、少な くとも1週間前までに通告しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第29条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の 事項を議決する.
 - 1) (現行どおり)
 - 2) 理事及び監事の選任<u>又は</u>解任 (削除)
 - 3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書についての承認
 - 4) 定款並びに定款施行細則の変更及び解散についての事項
 - 5) 名誉会員の承認
 - 6) 学術集会会長の選任に関する事項
 - 7) 評議員選出に関する規定の変更
 - 8) その他総会で議決するものとして法令で定められた事項

(総会の定足数等)

第30条 (現行どおり)

- 2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。
- 3. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする。
 - 1) 会員の除名
 - 2) 監事の解任
 - 3) 定款の変更
 - 4)解散<u>及び</u>第36条(基本財産の処分),第41条 (長期借入金),第46条(残余財産の処分)
 - 5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第32条 すべての会議には、議事録を作成する.

- 2. 総会の議事録には、議長及び議事録署名人2名 以上が署名又は記名押印する.
- 3. 理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する.

現 行

(新設)

(基本財産の処分制限)

第36条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は 運用財産に繰り入れてはならない。ただし、こ の法人の事業遂行上やむを得ない理由があると きは、理事会<u>および</u>総会の議決を経て、その一 部に限りこれらの処分をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、<u>代表理事</u>が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

1)~2) (条文の省略)

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主 たる事務所に備え置くものとする.

1) 監査報告

3. 収支決算に収支差額があるときは、理事会及び 総会の議決を経て、一部若しくは全部を基本財 産に編入し、<u>または</u>翌年度に繰り越すものと し、剰余金の分配は行わないものとする.

(新たな義務の負担等)

第42条 第36条ただし書き及び前条の規定に該当する 場合並びに収支予算で定めるものを除くほか, この法人が新たな義務の負担または権利の放棄 のうち重要なものを行おうとするときは,理事 会及び総会の議決を経なければならない.

(書類及び帳簿の備付等)

第47条 (条文の省略)

(公告の方法)

第48条 (条文の省略)

(細則)

第49条 (条文の省略)

附則

1.~4. (条文の省略)

(新設)

改正案

4. 第2項及び前項の議事録は, 主たる事務所に 10 年間備え置くものとする.

(基本財産の処分制限)

第36条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は 運用財産に繰り入れてはならない。ただし、こ の法人の事業遂行上やむを得ない理由があると きは、理事会及び総会の議決を経て、その一部 に限りこれらの処分をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、<u>理事長</u>が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

1)~2) (現行どおり)

- 2. 前項の書類のほか、<u>監査報告</u>を主たる事務所に 5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主 たる事務所に備え置くものとする.
- 3. 収支決算に収支差額があるときは、理事会及び 総会の議決を経て、一部若しくは全部を基本財 産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとし、 剰余金の分配は行わないものとする.

(新たな義務の負担等)

第42条 第36条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(削除)

(公告の方法)

第47条 (現行どおり)

(細則)

第48条 (現行どおり)

附則

1.~4. (現行どおり)

<u>附則(平成30年6月28日一部改正)</u> 本定款の一部変更は、同日から施行する.